

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京担当部会)

令和2年12月9日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1900669号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2000104号

第1 結論

請求者のA社における平成19年10月1日から平成28年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年10月から平成20年6月までの標準報酬月額については、30万円から32万円、同年7月から平成22年8月までの標準報酬月額については、30万円から41万円、同年9月から平成23年8月までの標準報酬月額については、30万円から44万円、同年9月から平成24年8月までの標準報酬月額については、32万円から44万円、同年9月から平成25年8月までの標準報酬月額については、34万円から44万円、同年9月から平成27年12月までの標準報酬月額については、32万円から44万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年10月1日から平成28年1月1日まで

再雇用制度に基づき平成19年9月の定年退職後もA社に継続して勤務していた。平成20年4月に給与が上昇したが、標準報酬月額は改定されず、実際の給与支給額より低い記録となっている。支給明細書を提出するので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、平成19年10月から平成23年8月までは30万円、同年9月から平成24年8月までは32万円、同年9月から平成25年8月までは34万円、同年9月から平成27年12月までは32万円と記録されているが、請求者から提出された支給明細書、A社から提出された賃金台帳及び振替伝票並びに日本年金機構の回答により判断すると、厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認できる。

一方、上記支給明細書及び賃金台帳により、請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

以上のことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による標準報酬月額の訂正は認められないものの、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額に係る記録を平成19年10月から平成20年6月までは32万円、同年7月から平成22年8月までは41万円、同年9月から平成27年12月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第2000043号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国) 第2000040号

第1 結論

昭和46年*月から昭和49年3月までの請求期間及び昭和50年4月から昭和56年9月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年*月から昭和49年3月まで
② 昭和50年4月から昭和57年3月まで

私は、昭和46年*月*日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、A市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、自宅近くの郵便局や信用金庫等を利用して保険料を納付していた。

また、私は、昭和49年7月に結婚し、昭和51年4月に離婚するまでB市に住んでいた期間の国民年金についてはよく覚えていないが、離婚後、再びA市に戻り、送付された納付書で保険料を郵便局や信用金庫等を利用して納付していた。

以前、総務省年金記録確認第三者委員会で記録訂正の申立てを行ったところ、離婚後の昭和51年から昭和56年9月までの期間は、私のA市での居所が確認できず、A市役所から納付書が届いていたとは考え難い等を理由に記録訂正とならなかったが、この度、昭和54年に旅券を申請した書類を外務省から入手したところ、私の一般旅券発給申請書には、申請時点

(昭和54年5月15日)の現住所はA市と記載していることから、当時の住所はA市であったことが証明されるものである。

以上のことから、A市で発行された国民年金手帳の記号番号を調べ、請求期間のうち厚生年金保険加入期間についても、国民年金保険料を納付していることから保険料を還付し、未納期間は納付済みに訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和46年*月*日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、A市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、国民年金保険料を納付した旨主張しているが、請求者の国民年金手帳の記号番号(*) (以下「国民年金番号C」という。)は、「B市」と押印された国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和49年11月20日に当時の妻と連番で払い出されていることが確認できる上、B市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿によれば、同年10月14日付で国民年金被保険者の資格取得に係る届出が行われていることが確認できることから、請求者は、同年10月に初めて国民年金の加入手続を行い、同年11月に国民年金番号Cが払い出されたものと推認でき、当該払出時点において、請求期

問①のうち昭和 46 年 * 月から昭和 47 年 9 月までの期間に係る国民年金保険料については第 2 回特例納付制度を利用できること及び、請求期間①のうち昭和 47 年 10 月から昭和 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については時効未到来期間であることから、いずれの期間に係る国民年金保険料も遡って納付することは可能であったが、請求者は過去に遡って保険料を納付したことはない旨陳述している。

また、国民年金番号 C が払い出されるまで、請求期間①は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は作成されず、昭和 46 年 * 月 * 日に厚生年金保険の被保険者資格喪失後、A 市役所から納付書が送付されてきたとする請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者には、国民年金番号 C 以外に別の国民年金手帳の記号番号 (*) (以下「国民年金番号 D」という。) が払い出されているところ、国民年金番号 D については、「A 市」と押印された国民年金手帳記号番号払出簿に払出年月日の記載はないが、国民年金番号 D の前後の任意加入被保険者に係る資格取得日が昭和 57 年 5 月末から同年 6 月上旬であること、及び A 市が作成した国民年金番号交付簿によれば、昭和 57 年 5 月 31 日付で請求者に国民年金番号 D が交付されていることが確認できることから、国民年金番号 D は同年 5 月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出時点で、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付できない。

加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に国民年金番号 C 及び国民年金番号 D 以外の国民年金番号が払い出されていたことを確認することはできない。

2 請求期間②について、国民年金番号 D が払い出されたと推認できる昭和 57 年 5 月時点において、現在は厚生年金保険加入期間として記録されている昭和 50 年 6 月及び同年 7 月は、国民年金番号 D に係るオンライン記録及び請求者が所持する年金手帳の国民年金被保険者資格の取得・喪失履歴の記載から、請求者は国民年金の被保険者であったことが確認できるところ、請求期間②のうち昭和 50 年 4 月から昭和 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、オンライン記録によると、当時の妻も未納と記録されている上、B 市で作成された請求者及び当時の妻に係る国民年金被保険者名簿の検認記録欄においても、当該期間の保険料を納付していたことが確認できる記載はない。

また、請求者は、昭和 51 年 4 月に離婚し、その後、B 市から A 市へ移り、送付された納付書で請求期間②の国民年金保険料を納付していた旨主張しているが、国民年金番号 C に係る払出簿の備考欄では、住所が確認できない被保険者であることを示す「不在 54」と記載されており、B 市での年度別納付状況リスト（昭和 57 年 12 月 14 日現在）においても、住所が確認できない被保険者であることを示す「フザイ」と記録されている上、国民年金番号 C に係るオンライン記録においても、不在判明年月には、「平 21. 5」と記録されていることから、請求者は国民年金番号 C において長期間不在被保険者として管理され、平成 21 年 5 月まで所在が判明しなかったことがうかがえ、不在被保険者である請求者に対して納付書が送付されていたとは考え難い。

さらに、国民年金番号 D が払い出されたと推認できる昭和 57 年 5 月時点において、請求期間②のうち昭和 55 年 3 月以前の国民年金保険料は時効により納付できず、同年 4 月以降の国民年金保険料は納付することは可能であったが、請求者は、これまでに国民年金保険料を遡って納付したことはない旨陳述している。

加えて、請求期間②のうち、昭和 56 年 10 月から昭和 57 年 3 月までの期間については、国民年金番号 D に係るオンライン記録及び請求者が所持する年金手帳の国民年金被保険者資格

の取得・喪失履歴の記載によると、当該期間は、厚生年金保険の被保険者であったことから、請求者に対して国民年金保険料の納付書は作成されない。

3 請求者は、今回の訂正請求に対し、離婚した昭和 51 年 4 月以降 A 市に居住していた証拠として、請求者が昭和 54 年 5 月 15 日に申請し、同日付で受付された「一般旅券発給申請書」の写しを提出しているところ、当該申請書の「現住所」欄に「E 県 A 市 F * 番地 * G 方」と記載されていることから、同年 5 月時点において、A 市に居住していたことはうかがえる。

しかしながら、前述のとおり国民年金番号 C 及び国民年金番号 D の払出時期及び国民年金番号 C では不在被保険者として扱われていたことから判断すると、これをもって請求者が請求期間①及び請求期間②に係る国民年金保険料を納付していたものとは考え難い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000149 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2000041 号

第1 結論

平成 18 年 3 月から同年 10 月までの請求期間、平成 23 年 3 月から同年 11 月までの請求期間及び平成 24 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することは認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 3 月から同年 10 月まで
② 平成 23 年 3 月から同年 11 月まで
③ 平成 24 年 3 月

私は、経済的に余裕ができたので、平成 26 年 5 月 30 日に A 年金事務所へ赴き、これまで国民年金保険料を未納としていた期間について相談したところ、担当者から、平成 16 年以降の未納分については特例により納付が可能であるとの説明を受けた。そこで私は、平成 16 年以降の未納期間の保険料を全て納付することを伝え、その場で納付書を作成してもらった。

保険料については、私は、30 万円ぐらいはかかると思い、平成 26 年 5 月 27 日以降に事前に B 銀行（当時）でお金を引き出し準備していたが、年金事務所で相談したところ、合計で 86 万 5,940 円かかるのを知り、不足額については、同行の ATM で限度額の 50 万円を引き出し、次に、C 郵便局で 10 万円を引き出し、D 郵便局で一括で納付した。しかし、国の記録では、納付したうちの一部分しか記録に反映されていないので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成 26 年 5 月 30 日に A 年金事務所へ赴き、自身の国民年金保険料の未納期間について相談し、未納期間の保険料を納付するための資金を銀行及び郵便局にて用意し、同日に D 郵便局において未納期間の保険料として 86 万 5,940 円を全て納付した旨主張しているところ、請求者から提出された平成 26 年 5 月 30 日付「被保険者記録照会（納付Ⅱ）」により、請求者が納付することが可能な国民年金保険料は、平成 16 年度から平成 25 年度までの期間のうちの 58 か月分として 86 万 5,940 円であることが確認できる。

また、オンライン記録並びに日本年金機構から提出された請求者に係る「後納制度相談・手続受付票」、「国民年金後納保険料納付申込書」、「国民年金保険料後納制度について」及び「国民年金後納保険料納付申込承認通知書」によると、請求者は、平成 26 年 5 月 30 日に後納制度の申込を行い、同日付で承認されたことが認められ、請求者は、平成 26 年 5 月 30 日に D 郵便局において、未納期間に係る国民年金保険料を納付した際に受領した領収証書の一部として 6 枚

の「納付書・領収（納付受託）証書」を提出しているところ、当該領収証書によると、平成 16 年 7 月から平成 17 年 2 月までの期間分として 11 万 8,000 円、同年 3 月から平成 18 年 2 月までの期間分として 17 万 7,440 円、平成 24 年 4 月から同年 9 月までの期間分として 8 万 9,880 円、平成 25 年 2 月分として 1 万 4,980 円、同年 3 月から平成 26 年 2 月までの期間分として 18 万 420 円及び同年 3 月分として 1 万 5,040 円の合計 40 か月分 59 万 5,760 円の国民年金保険料であることが確認でき、オンライン記録によれば、当該期間は全て納付済として記録されている。

さらに、請求者から提出された B 銀行の預金通帳からは、平成 26 年 5 月 30 日に 50 万円が、E 銀行の預金通帳からは 10 万円が引き出されていることが確認できるところ、上記領収証書の合計金額とほぼ一致することが認められる。

しかしながら、請求者が平成 28 年 2 月 29 日に税務署へ提出し、同日付で受領された平成 26 年分の確定申告書を確認したところ、社会保険料控除欄には 50 万 880 円が計上されており、その内訳として国民年金保険料は 18 万 7,080 円、国民健康保険料は 31 万 3,800 円と記載されているが、オンライン記録により確認できる請求者が平成 26 年中に納付した国民年金保険料は 64 万 1,510 円であり、国民健康保険料の納付額については、請求者が平成 26 年中に住民登録していた F 市及び G 市の両市役所は、F 市においては 56 万 994 円納付、G 市においては納付実績がない旨回答している。

以上のことから、平成 26 年分の確定申告書に記載された社会保険料控除欄は、請求者が平成 26 年中に実際に納付した国民年金保険料の領収証書に基づいて作成されていないことがうかがえ、請求者が平成 26 年 5 月 30 日に納付したとする請求期間①、②及び③を含む国民年金保険料の金額と相違している。

また、平成 27 年分の確定申告書の社会保険料控除欄においても、請求者が国民年金保険料として計上した 18 万 7,080 円は、平成 27 年度の月額保険料 1 万 5,590 円の 12 か月分に相当する国民年金保険料であるが、オンライン記録においては、請求者は、平成 27 年中の国民年金保険料の納付実績はない。

そのほか、請求者が、請求期間①、②及び③の各期間について、請求者の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料を納付したことを行うがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第 2000342 号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国) 第 2000042 号

第1 結論

昭和 42 年 6 月から昭和 43 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 21 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 42 年 6 月から昭和 43 年 6 月まで

私は、会社が倒産したことで昭和 42 年 6 月頃に、国民年金の加入手続を A 市役所で行い、請求期間の国民年金保険料を同市役所か B 市役所又は郵便局で納付すると年金手帳にシールを貼ってくれたことを覚えている。請求期間が国民年金に未加入の期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 42 年 6 月頃に国民年金の加入手続を A 市役所で行った旨陳述しているところ、請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、請求者の国民年金番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和 48 年 8 月頃に払い出されており、この頃に加入手続が行われたことが推認できることから、当該加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、オンライン記録によれば、請求期間は国民年金に未加入の期間とされている。

また、請求者の陳述どおりであれば、請求者に対して前述の国民年金番号以外の国民年金番号が払い出されていることになるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に対して、別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間当時 A 市に居住し、A 市役所か B 市役所の窓口又は郵便局の窓口で請求期間の国民年金保険料を納付し、郵便局の窓口でも国民年金保険料を納付すると年金手帳にシールを貼ってくれたと陳述しているところ、国民年金保険料は、被保険者の住所地を管轄する市町村以外の市町村窓口で納付することはできず、昭和 36 年 7 月 7 日発行の A 市広報によると、国民年金手帳に貼付する国民年金印紙は、市役所、支所及び各出張所以外では売りさばいていない旨記載されており、その後に発行された同市広報において、売りさばき場所

の追加・変更に係る記載が確認できることから、請求者の陳述とは符合しない点がある。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。